精密機械器具	計測機器	測定機器、試験機器、測量機器		従事者百名以上のもの	／	機械器具月報（その四十六）	二部	翌月十日	経済産業局長	／	翌月十五日
				従事者五十名以上百名未満のもの	／	機械器具月報（その四十六）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	／
	光学機械器具及び時計	光学機械器具、時計	カメラ、カメラ用交換レンズ、完成品、ムーブメント（自己消費を除く。）	従事者百名以上のもの	／	機械器具月報（その四十七）	二部	翌月十日	経済産業局長	／	翌月十五日
				従事者五十名以上百名未満のもの	／	機械器具月報（その四十七）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	／
				／	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その四十七）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	／	／
その他の機械	粉末や金製品（超硬チップを除く。）	粉末や金製品（超硬チップを除く。）		従事者百名以上のもの	／	粉末や金製品月報	二部	翌月十日	経済産業局長	／	翌月十五日
				従事者三十名以上百名未満のもの	／	粉末や金製品月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	／
	鋳鍛造品	鍛工品	鉄系鍛工品、アルミニウム系鍛工品	従事者百名以上のもの	／	鍛工品月報	二部	翌月十日	経済産業局長	／	翌月十五日
				従事者二十名以上百名未満のもの	／	鍛工品月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	／
		銑鉄鋳物	銑鉄鋳物、球状黒鉛鋳鉄	従事者百名以上のもの	／	銑鉄鋳物月報	二部	翌月十日	経済産業局長	／	翌月十五日
				従事者三十名以上百名未満のもの	／	銑鉄鋳物月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	／
		可鍛鋳鉄及び精密鋳造品	可鍛鋳鉄、精密鋳造品	従事者百名以上のもの	／	可鍛鋳鉄及び精密鋳造品月報	二部	翌月十日	経済産業局長	／	翌月十五日
				従事者三十名以上百名未満のもの	／	可鍛鋳鉄及び精密鋳造品月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	／
		非鉄金属鋳物	銅・銅合金鋳物	従事者百名以上のもの	／	非鉄金属鋳物月報	二部	翌月十日	経済産業局長	／	翌月十五日
				従事者十名以上百名未満のもの	／	非鉄金属鋳物月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	／
			アルミニウム鋳物	従事者百名以上のもの	／	非鉄金属鋳物月報	二部	翌月十日	経済産業局長	／	翌月十五日
				従事者二十名以上百名未満のもの	／	非鉄金属鋳物月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	／
		ダイカスト		従事者百名以上のもの	／	ダイカスト月報	二部	翌月十日	経済産業局長	／	翌月十五日
				従事者三十名以上百名未満のもの	／	ダイカスト月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	／